

船員保険事業の実施状況等

上半期の事業実施状況

		26年度上期	27年度上期 ()は27年度目標指標	前年度同期比
1. サービススタンダード	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%	100% (100%)	±0%
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数	平均6. 26日	平均5. 51日 (10営業日以内)	▲0. 75日
2. 保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数	平均2. 00日	平均2. 00日 (3営業日以内)	±0. 00日
3. 疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得(年金事務所からの回付)のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	平均1. 97日	平均1. 94日 (3営業日以内)	▲0. 03日
4. レセプト点検	加入者1人当たり診療報酬等査定効果額(医療費ベース)	54円	74円 (123円以上)	+20円
5. 保健事業 ※	特定健康診査実施率	被保険者	16. 47%	16. 64% (40. 5%)
		被扶養者	6. 92%	7. 02% (19. 0%)
	特定保健指導実施率(初回面談)	被保険者	16. 46%	22. 38%
		被扶養者	5. 61%	16. 58%
6. 福祉事業	無線医療助言事業(通信数)	460件	548件	+88件
	洋上救急医療援護事業(出動数)	15件	9件	▲6件
	保養事業(利用宿泊数)	4, 994泊	5, 129泊	+135泊
	契約保養施設利用補助事業(利用宿泊数)	1, 004泊	1, 418泊	+414泊
	旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業(利用宿泊数)	94泊	628泊	+534泊

※5については4月～8月分を集計したものである。

上半期の主な取組み

(1) 被扶養者資格の再確認【9月末現在】(前年度同期)

保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、5月に、被扶養者状況リストを送付し、船舶所有者の協力を得て実施しました。

- ・提出船舶所有者数：3,668件
- ・提出率：93.0% (91.0%)
- ・被扶養者削除数：237名 (220名)

(2) ジェネリック医薬品軽減額通知の送付

25年度より年2回通知を継続して実施しており、1回目通知は9/18に発送（送付人数9,485人）、2回目通知は28年3月に送付予定。

(3) お客様満足度調査の実施

8月3日より、疾病任意継続被保険者の保険証並びに傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を開始している。(28年3月31日まで送付予定)

(4) データヘルス計画関連業務

① 「出前健康講座」の利用拡大

船舶所有者や船員が参加する各種研修会等の機会をとらえて、保健師等の専門家を講師として派遣し、船員が抱える健康問題や職場や家庭における健康づくりのあり方について学んでいただく、「出前健康講座」を実施しているが、27年度は船員災害防止協会と連携し、周知・広報を行い、利用者の拡大を図っている。(26年度11回開催（年度合計）→27年度20回開催 (9月末現在))

② 「健康度カルテ」を活用した船舶所有者訪問

船員保険においては、昨年度末より、船舶所有者が、船員の健康づくりに対する理解や意識を高め、これに積極的に取り組む契機となるよう、健診データ等に基づき、船舶所有者ごとに、船員の抱えている健康上のリスク及び生活習慣上の特徴についてレーダーチャート等に取りまとめた、「健康度カルテ」を作成し、船舶所有者に提供する取組みを始めたところであるが、27年度は、対象とする船舶所有者の範囲を拡大して実施している。(9月末現在、9船舶所有者を訪問)

③ 加入者一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供

送付対象者を特定保健指導の対象者や糖尿病等について重症化予防の観点から医療機関の早期受診が望ましい者等に重点化した上で、一人ひとりの健康状況に応じた、オーダーメイドの健康づくりに関する情報提供冊子を、9月から順次送付している。(27年度からは、対象とする健診の範囲を、7か月(4~10月受診分)から12か月(4月~3月受診分)へ拡大)

(5) 療養補償証明書未提出者に関する船舶所有者への照会について

下船後の療養補償※の利用にあたっては、被保険者は、船舶所有者等が交付した療養補償証明書を、受診する医療機関等及び船員保険部の双方に提出しなければならないが、船員保険部への提出が確認できない者が一部見られるため、該当者に療養補償証明書の提出を促すとともに、医療機関等からの請求内容が適正であるかの確認を行うことを目的とし、その船舶所有者に対し、療養補償証明書の交付状況について一斉照会を行った。（実施時期：27年7月～8月（約160件ずつ3回に分け送付））

※ 下船後の療養補償とは、雇入契約存続中に発生した職務外の病気やけがについて、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3か月目の末日までの間は、医療機関に療養補償証明書を提出することにより自己負担なしで療養を受けることができる制度のこと。

(6) 船員保険総合福祉センターにおける宿泊助成および無料日帰り入浴の提供

24年10月以降休業していた「船員保険総合福祉センター（みのたにグリーンスポーツホテル）」については、26年12月から、入浴施設が先行して営業を再開していたが、27年7月1日からは、宿泊施設がリニューアルオープンし、本格的に営業を再開した。

下半期の主な取組み予定

(1) 「船員保険通信」の発行

船員保険事業の運営状況及び決算についてお知らせし、船員保険事業を身近に感じていただくため、すべての被保険者及び船舶所有者に対して「船員保険通信」を送付する。（11月送付予定）

(2) 「船員保険のご案内」の配布

船員保険給付内容等を説明した業務案内リーフレット「船員保険のご案内」を作成し、労働基準監督署、船員保険事務を取扱う年金事務所及び協会支部の窓口に配置の依頼を行う。（3月配布予定）

(3) 医療費通知の送付

27年度は、26年10月から27年9月までのレセプトを基に作成し、船舶所有者を通じて加入者へ配付する。（3月送付予定）

(4) データヘルス計画関連業務

① 船員保険の保健事業に関するアンケート調査を実施

健診等の保健事業に対する被保険者及び船舶所有者の意識やニーズ、さらには船員の生活習慣や船員労働に特有の健康上の課題等について、その実態把握に努め、保健事業のより効率的かつ効果的な実施方法等を検討するため、郵送によるアンケート調査を実施する。（11/4送付）

[送付対象者]

- ・全船舶所有者 約4,500
- ・35歳～74歳までの強制被保険者 8,000人

② 喫煙対策の推進に向けた情報発信

27年度においては、船員保険の2大健康課題のうち「喫煙率の高さ」について、その引下げを図ることに重点的に取り組むこととしている。

その一環として、「喫煙が健康に及ぼす影響」や「禁煙の効果」、「職場等における喫煙対策の必要性」等に関する「禁煙啓発冊子」を作成し、35歳以上の喫煙者及び全ての船舶所有者に配付するとともに、ホームページにおいて、「たばこの害」等について継続的な情報発信を行い、禁煙の必要性等について訴える。

(「禁煙啓発冊子」は、「船員保険通信」に同封し、11月送付予定。ホームページにおける情報発信は、10月～3月まで毎月1回更新予定)

③ 船員手帳健康証明書データ提供者への健康づくりに関する情報提供

生活習慣病予防健診の受診に代えて船員手帳健康証明書データの提供があった者に対する健康づくりの支援を図る。

当該年度分のデータ提供者に対しては、一人ひとりの健康状態に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」を随時送付し、その健康づくりを支援する一方、前年度分のデータ提供者に対しては、自らの健康状態について興味を持ち、健康への理解を深めていただくため、“船員手帳健診結果の見方”に関する小冊子を送付する。(12月送付予定)

④ 「健康度カルテ」を活用した船舶所有者への働きかけ

前述の「健康度カルテ」の取組みを、保健指導の実施率の改善が必要な船舶所有者に加え、喫煙者の割合が高い船舶所有者及び健康リスク（高血圧、高血糖、高脂血）を有する者の割合が高い船舶所有者に対象を拡大して実施する。(1～3月送付予定)